

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年4月8日提出

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役ダグラス・リー・ハイマス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 アイエヌジー・日本株式オープン
券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 継続募集額2,000億円を上限とする。（平成25年10月9日
券の金額】 から平成26年10月7日まで）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月8日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年10月30日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」という。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書について下記事項と同一内容に原届出書が訂正されます。下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（5）【申込手数料】

<訂正前>

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.15%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

<訂正後>

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.24%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

（12）【その他】

<訂正前>

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款の変更について

当ファンドの主要投資対象であるアイエヌジー・日本株式マザーファンドについて投資信託約款の変更を予定しています。

<投資信託約款の変更内容>

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用指図に関する権限をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「BNYメロン社」といいます。）に委託し、当マザーファンドの実質的な運用をBNYメロン社が行う体制に変更します。

<投資信託約款の変更理由>

ING・インベストメント・マネジメントの業務再編の一環として、当社の日本株式運用チームがBNYメロン社へ移籍し、BNYメロン社での運用体制が整ったと判断したためです。なお、運用体制の変更後も運用プロセスやベンチマーク等に変更はありません。

上記の投資信託約款の変更は所定の手続きを経て、平成26年1月6日に適用される予定です。平成25年10月31日時点の受益者（10月30日までにアイエヌジー・日本株式オープン購入のお申込みをされた受益者）は上記投資信託約款の変更について異議を述べることができます。10月31日以降に購入のお申込みをされた受益者は異議を述べるできません。なお、受益者からの異議申し立てが10月31日時点のアイエヌジー・日本株式マザーファンドの受益権口数（アイエヌジー・日本株式マザーファンドを投資対象とするファンドが複数ありますので、各ファンドの受益権口数をアイエヌジー・日本株式マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算いたします。）の二分の一を超えた場合は上記投資信託約款の変更は行いません。

< 訂正後 >

(削除)

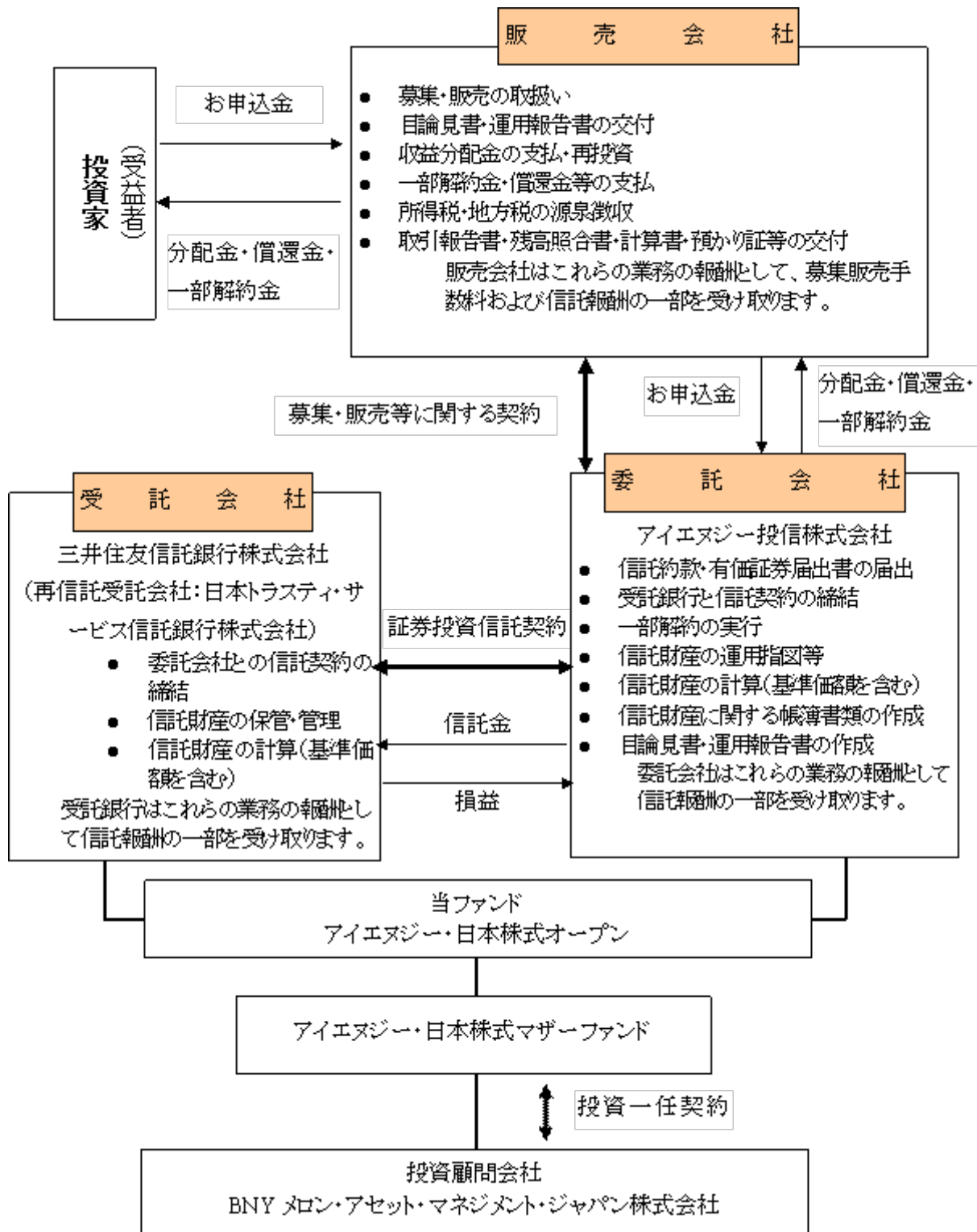
第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

下記の内容に訂正されます。



< 契約の主要な内容 >

< 訂正前 >

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

< 訂正後 >

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

< 委託会社の概況（本書提出日現在） >

大株主の状況

< 訂正前 >

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス・エヌ・ヴィ	オランダ王国ハーグ市2595AS スケンクカーデ ⁶⁵	9,350株	100%

< 訂正後 >

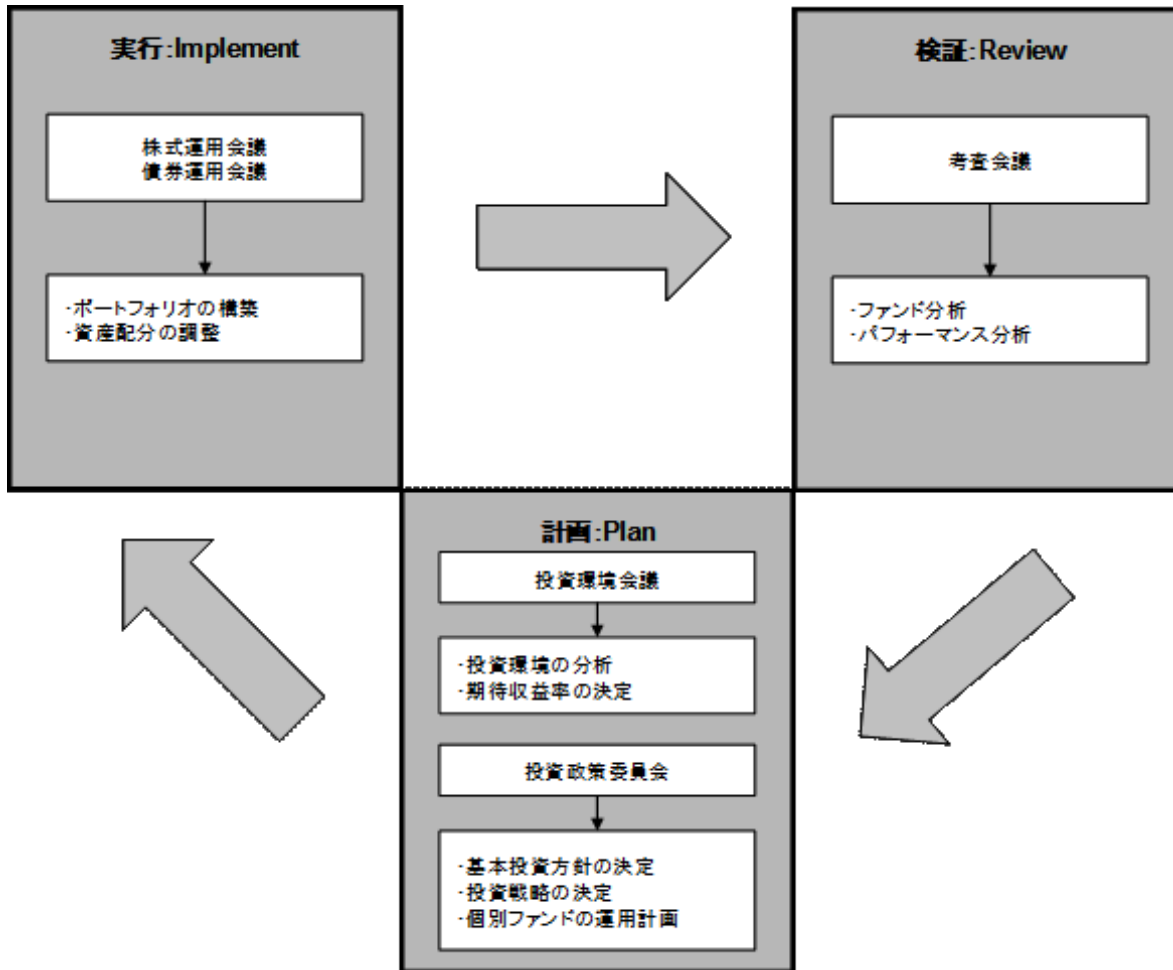
名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス・エヌ・ヴィ	オランダ王国ハーグ市2595AS スケンクガーデ ⁶⁵	9,350株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

運用体制

<訂正前>



(略)

「実行：Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

運用計画の実施・調整

リサーチ結果の討議

リサーチの優先順位策定

モデル・ポートフォリオの見直し

その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

運用計画の実施・調整

クレジット関連の討議

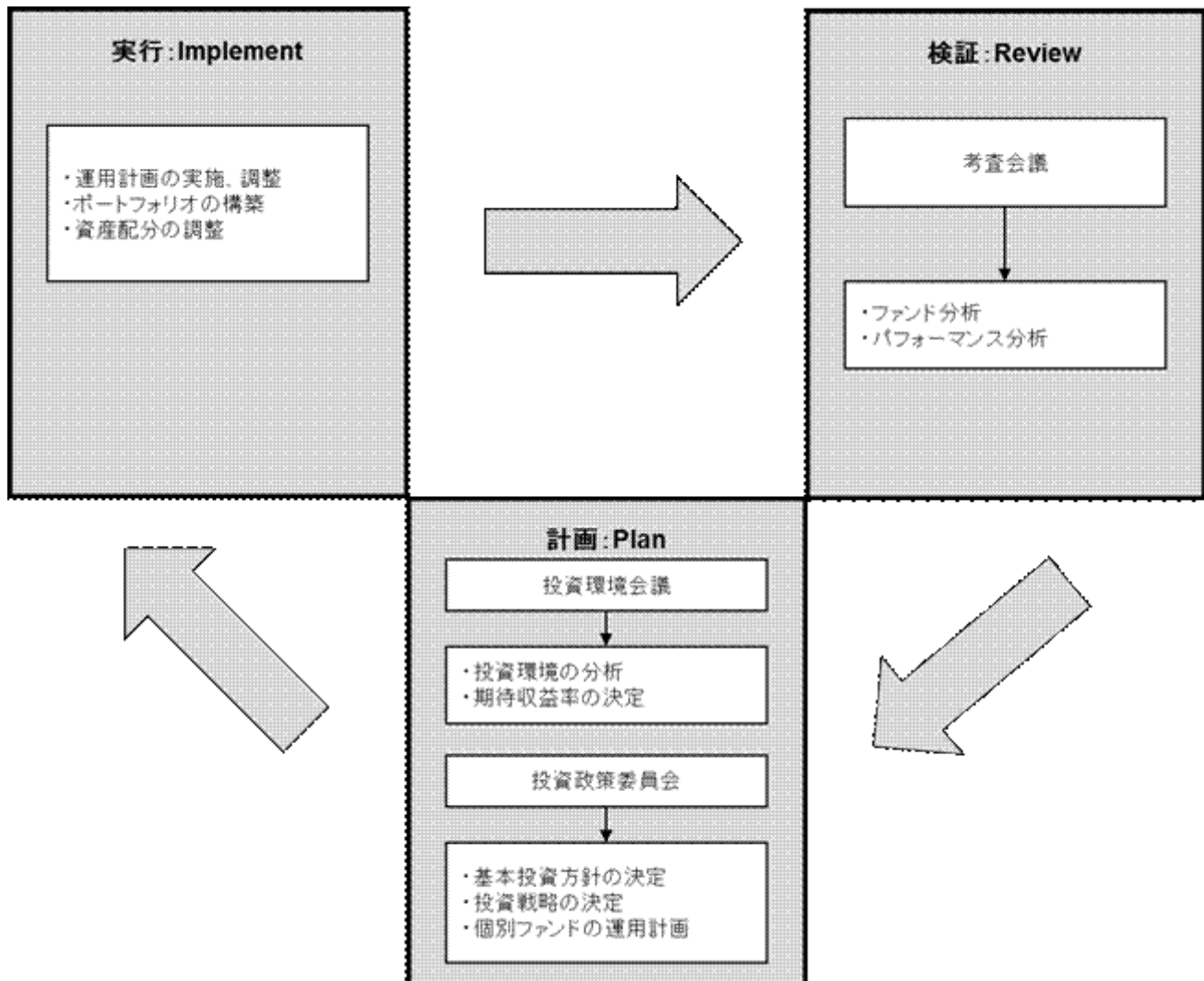
その他運用関連事項

(略)

委託会社はアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用指図に関する権限をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファ

ンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。なお、運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

< 訂正後 >



(略)

「実行: Implement」

運用計画の実施・調整

調査結果の討議

ポートフォリオの見直し

(略)

委託会社はアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用指図に関する権限をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託します。なお、運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

(4) 【分配方針】

留保益の運用方針について

< 訂正前 >

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金に

かかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<訂正後>

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

[参考] 「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」の投資方針

(2) 運用方針

投資態度

<訂正前>

h運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限の一部または全部を平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

<訂正後>

h運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.15%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

<訂正後>

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.24%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜き年1.6%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.7875%（税抜き 0.75%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.7875%（税抜き 0.75%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.105%（税抜き 0.10%）

上記 の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用委託先への報酬（年率0.4725%以内）が含まれています。（アイエヌジー・日本株式マザーファンドについては平成26年1月6日から運用を外部委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。）

<訂正後>

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.728%（税抜き年1.6%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.81%（税抜き 0.75%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.81%（税抜き 0.75%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.108%（税抜き 0.10%）

上記 の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用委託先への報酬（年率0.486%以内（税抜き0.45%以内））が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額（5%）、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.0042%（税抜き0.004%）を乗じて計算した額とします。

<訂正後>

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.00432%（税抜き0.004%）を乗じて計算した額とします。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

< 一部解約金、償還金について >

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）
--------------------------	-------------------------------

平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

< 訂正後 >

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

< 一部解約金、償還金について >

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記15.315%の税率は平成50年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

5【運用状況】（下記の内容に訂正されます。）

（1）【投資状況】

平成26年2月28日現在

資産の種類	国名（地域）	時価（円）	投資比率（%）
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
アイエヌジー・日本株式マザーファンド受益証券		5,083,822,535	100.24
小計	-	5,083,822,535	100.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,180,889	0.24

合計(純資産総額)	-	5,071,641,646	100.00
-----------	---	---------------	--------

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託(アイエヌジー・日本株式マザーファンド)の投資状況

平成26年2月28日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	6,566,342,400	99.35
小計	-	6,566,342,400	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	43,042,221	0.65
小計	-	43,042,221	0.65
合計(純資産総額)	-	6,609,384,621	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成26年2月28日現在）

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
アイエヌジー・日本株式 マザーファンド	-	7,040,330,336	6,937	4,883,912,200	7,221	5,083,822,535	100.24

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ) 種類別構成比率

種類	評価金額（円貨）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	5,083,822,535	100.24
合計	5,083,822,535	100.24

注：投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

〔参考〕親投資信託（アイエヌジー・日本株式マザーファンド）の投資資産

投資有価証券の主要銘柄（平成26年2月28日現在）

イ）主要投資銘柄（上位30銘柄）

種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
株式	トヨタ自動車	輸送用機器	54,800	6,310.00	345,788,000	5,839.00	319,977,200	4.84
株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	454,000	645.00	292,830,000	587.00	266,498,000	4.03
株式	日立製作所	電気機器	260,000	697.00	181,220,000	803.00	208,780,000	3.16
株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	44,100	4,935.00	217,633,500	4,540.00	200,214,000	3.03
株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	829,400	214.00	177,491,600	209.00	173,344,600	2.62
株式	日本たばこ産業	食料品	51,200	3,560.00	182,272,000	3,232.00	165,478,400	2.50
株式	ブリヂストン	ゴム製品	41,500	3,485.00	144,627,500	3,667.00	152,180,500	2.30
株式	新日鐵住金	鉄鋼	487,000	320.04	155,860,340	297.00	144,639,000	2.19
株式	ソフトバンク	情報・通信業	18,800	7,600.00	142,880,000	7,668.00	144,158,400	2.18
株式	五洋建設	建設業	369,000	292.00	107,748,000	373.00	137,637,000	2.08
株式	富士重工業	輸送用機器	48,700	2,777.00	135,239,900	2,753.00	134,071,100	2.03
株式	光通信	情報・通信業	15,000	7,518.99	112,784,981	8,800.00	132,000,000	2.00
株式	アステラス製薬	医薬品	20,000	6,020.00	120,400,000	6,594.00	131,880,000	2.00
株式	KDDI	情報・通信業	20,600	6,160.00	126,896,000	6,201.00	127,740,600	1.93
株式	本田技研工業	輸送用機器	34,300	4,055.00	139,086,500	3,647.00	125,092,100	1.89
株式	日機装	精密機器	93,000	1,292.00	120,156,000	1,291.00	120,063,000	1.82
株式	日本電産	電気機器	9,200	9,120.00	83,904,000	12,490.00	114,908,000	1.74
株式	ダイセル	化学	129,000	852.00	109,908,000	878.00	113,262,000	1.71
株式	ヤフー	情報・通信業	172,100	466.00	80,198,600	645.00	111,004,500	1.68
株式	総合警備保障	サービス業	53,300	1,913.37	101,982,803	2,063.00	109,957,900	1.66
株式	オリックス	その他金融業	69,100	1,698.00	117,331,800	1,500.00	103,650,000	1.57
株式	日本触媒	化学	77,000	1,275.00	98,175,000	1,236.00	95,172,000	1.44
株式	三井物産	卸売業	60,300	1,393.00	83,997,900	1,564.00	94,309,200	1.43
株式	日本光電工業	電気機器	22,600	3,900.00	88,140,000	4,100.00	92,660,000	1.40
株式	IHI	機械	198,000	404.00	79,992,000	465.00	92,070,000	1.39
株式	パーク24	不動産業	44,800	1,893.00	84,806,400	2,053.00	91,974,400	1.39
株式	横河電機	電気機器	57,600	1,372.00	79,027,200	1,585.00	91,296,000	1.38
株式	丸紅	卸売業	127,000	736.00	93,472,000	713.00	90,551,000	1.37
株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	34,600	2,841.00	98,298,600	2,492.00	86,223,200	1.30
株式	三菱電機	電気機器	70,000	1,094.00	76,580,000	1,205.00	84,350,000	1.28

注1：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2：評価額組入上位30銘柄について記載しています。

ロ) 業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額（円貨）	投資比率（％）
電気機器	824,942,500	12.48
輸送用機器	738,111,400	11.17
銀行業	640,056,600	9.68
情報・通信業	554,113,500	8.38
化学	469,801,400	7.11
サービス業	395,108,100	5.98
不動産業	388,423,500	5.88
建設業	366,987,500	5.55
機械	275,050,000	4.16
その他金融業	263,204,000	3.98
卸売業	256,474,600	3.88
小売業	241,791,000	3.66
医薬品	189,415,500	2.87
精密機器	178,933,800	2.71
食料品	165,478,400	2.50
ゴム製品	152,180,500	2.30
鉄鋼	144,639,000	2.19
ガラス・土石製品	135,380,000	2.05
金属製品	74,298,000	1.13
その他製品	58,848,000	0.89
証券、商品先物取引業	53,105,100	0.80
合計	6,566,342,400	99.35

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口あたり 純資産額 (円) (分配落)	1口あたり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	平成12年 7月6日	375	375	0.8828	0.8828
第2期	平成13年 7月6日	741	741	0.6100	0.6100
第3期	平成14年 7月8日	1,239	1,239	0.5217	0.5217
第4期	平成15年 7月7日	2,096	2,096	0.4617	0.4617
第5期	平成16年 7月7日	3,970	3,970	0.5087	0.5087
第6期	平成17年 7月6日	2,363	2,363	0.5225	0.5225
第7期	平成18年 7月6日	3,427	3,427	0.7365	0.7365
第8期	平成19年 7月6日	3,962	3,962	0.8045	0.8045
第9期	平成20年 7月7日	3,136	3,136	0.5736	0.5736
第10期	平成21年 7月6日	2,330	2,330	0.3565	0.3565
第11期	平成22年 7月6日	2,492	2,492	0.3413	0.3413
第12期	平成23年 7月6日	2,880	2,880	0.3582	0.3582
第13期	平成24年 7月6日	2,923	2,923	0.3352	0.3352
第14期	平成25年 7月8日	4,910	4,910	0.5274	0.5274
第15期 中間期末	平成26年 1月8日	5,491	5,491	0.5892	0.5892
	平成25年 2月末日	3,824	-	0.4160	-
	平成25年 3月末日	4,117	-	0.4463	-
	平成25年 4月末日	4,676	-	0.5057	-
	平成25年 5月末日	4,666	-	0.5051	-
	平成25年 6月末日	4,701	-	0.5064	-
	平成25年 7月末日	4,762	-	0.5117	-
	平成25年 8月末日	4,580	-	0.4918	-
	平成25年 9月末日	5,021	-	0.5392	-
	平成25年10月末日	5,045	-	0.5436	-
	平成25年11月末日	5,270	-	0.5667	-
	平成25年12月末日	5,429	-	0.5847	-
	平成26年 1月末日	5,136	-	0.5507	-
	平成26年 2月末日	5,071	-	0.5434	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの 分配金（円）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	0円
第2期	平成12年7月7日～平成13年7月6日	0円
第3期	平成13年7月7日～平成14年7月8日	0円
第4期	平成14年7月9日～平成15年7月7日	0円
第5期	平成15年7月8日～平成16年7月6日	0円
第6期	平成16年7月7日～平成17年7月6日	0円
第7期	平成17年7月7日～平成18年7月6日	0円
第8期	平成18年7月7日～平成19年7月6日	0円
第9期	平成19年7月7日～平成20年7月7日	0円
第10期	平成20年7月8日～平成21年7月6日	0円
第11期	平成21年7月7日～平成22年7月6日	0円
第12期	平成22年7月7日～平成23年7月6日	0円
第13期	平成23年7月7日～平成24年7月6日	0円
第14期	平成24年7月7日～平成25年7月8日	0円
第15期中間	平成25年7月9日～平成26年1月8日	-

【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	11.72
第2期	平成12年7月7日～平成13年7月6日	30.90
第3期	平成13年7月7日～平成14年7月8日	14.48
第4期	平成14年7月9日～平成15年7月7日	11.50
第5期	平成15年7月8日～平成16年7月6日	10.18
第6期	平成16年7月7日～平成17年7月6日	2.71
第7期	平成17年7月7日～平成18年7月6日	40.96
第8期	平成18年7月7日～平成19年7月6日	9.23
第9期	平成19年7月7日～平成20年7月7日	28.70
第10期	平成20年7月8日～平成21年7月6日	37.85
第11期	平成21年7月7日～平成22年7月6日	4.26
第12期	平成22年7月7日～平成23年7月6日	4.95
第13期	平成23年7月7日～平成24年7月6日	6.42
第14期	平成24年7月7日～平成25年7月8日	57.34
第15期中間	平成25年7月9日～平成26年1月8日	11.72

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	428,738,744	4,210,598
第2期	平成12年7月7日～平成13年7月6日	871,327,893	80,823,442
第3期	平成13年7月7日～平成14年7月8日	1,268,728,006	108,403,729
第4期	平成14年7月9日～平成15年7月7日	2,243,912,605	78,520,867
第5期	平成15年7月8日～平成16年7月6日	3,343,080,426	79,134,531
第6期	平成16年7月7日～平成17年7月6日	2,522,417,380	5,804,662,819
第7期	平成17年7月7日～平成18年7月6日	624,859,685	494,197,380
第8期	平成18年7月7日～平成19年7月6日	414,638,993	142,069,459
第9期	平成19年7月7日～平成20年7月7日	623,595,481	80,734,619
第10期	平成20年7月8日～平成21年7月6日	1,096,367,860	27,281,833
第11期	平成21年7月7日～平成22年7月6日	796,586,291	29,817,698
第12期	平成22年7月7日～平成23年7月6日	764,207,405	27,693,853
第13期	平成23年7月7日～平成24年7月6日	780,704,609	98,763,953
第14期	平成24年7月7日～平成25年7月8日	632,385,554	45,735,339
第15期中間	平成25年7月9日～平成26年1月8日	94,909,990	83,901,855

注：第1期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

参考情報

データは2014年2月28日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

〈分配の推移〉

決算期	分配金
第5期(2004/7/6)	0円
第6期(2005/7/6)	0円
第7期(2006/7/6)	0円
第8期(2007/7/6)	0円
第9期(2008/7/7)	0円
第10期(2009/7/6)	0円
第11期(2010/7/6)	0円
第12期(2011/7/6)	0円
第13期(2012/7/6)	0円
第14期(2013/7/8)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。
※直近の10計算期間について記載しています。

〈基準価額・純資産の推移〉



〈主要な資産の状況〉 ※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

投資状況(アイエヌジー・日本株式オープン)

資産の種類	投資比率(%)
アイエヌジー・日本株式マザーファンド受益証券	100.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△0.24
合計	100.00

投資状況(アイエヌジー・日本株式マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
株式	
日本	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.65
合計	100.00

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	株式	日本	トヨタ自動車	4.84
2	株式	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	4.03
3	株式	日本	日立製作所	3.16
4	株式	日本	三井住友フィナンシャルグループ	3.03
5	株式	日本	みずほフィナンシャルグループ	2.62
6	株式	日本	日本たばこ産業	2.50
7	株式	日本	ブリヂストン	2.30
8	株式	日本	新日鐵住金	2.19
9	株式	日本	ソフトバンク	2.18
10	株式	日本	五洋建設	2.08

※投資比率はアイエヌジー・日本株式マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	12.48
2	輸送用機器	11.17
3	銀行業	9.68
4	情報・通信業	8.38
5	化学	7.11

※組入上位5業種です。
※投資比率はアイエヌジー・日本株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

〈年間収益率の推移〉



※2014年は2月末までの収益率です。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

f関係法人との契約の更改

<訂正前>

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前に通知することにより契約を終了することができます。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社との間で投資一任契約を締結し、運用の指図に関する権限の一部または全部を平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

<訂正後>

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前に通知することにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金の請求権

<訂正前>

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<訂正後>

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書に追加される内容のみ記載しております。

当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、第15期中間計算期間（平成25年7月9日から平成26年1月8日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

アイエヌジー・日本株式オープン

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第15期中間計算期間末 (平成26年1月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		42,865,925
親投資信託受益証券		5,491,800,392
未収利息		46
流動資産合計		5,534,666,363
資産合計		
5,534,666,363		
負債の部		
流動負債		
未払解約金		147,129
未払受託者報酬		2,661,431
未払委託者報酬		39,921,436
その他未払費用		106,395
流動負債合計		42,836,391
負債合計		
42,836,391		
純資産の部		
元本等		
元本		9,320,508,947
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		3,828,678,975
（分配準備積立金）		1,281,606,700
元本等合計		5,491,829,972
純資産合計		
5,491,829,972		
負債純資産合計		
5,534,666,363		

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期中間計算期間 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日
営業収益	
受取利息	221
有価証券売買等損益	617,214,892
営業収益合計	617,215,113
営業費用	
受託者報酬	2,661,431
委託者報酬	39,921,436
その他費用	106,395
営業費用合計	42,689,262
営業利益	574,525,851
経常利益	574,525,851
中間純利益	574,525,851
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	596,874
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,399,241,954
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,650,968
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,650,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,016,966
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,016,966
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,828,678,975

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため平成25年7月9日から平成26年7月7日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年7月9日から平成26年1月8日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第15期中間計算期間末 (平成26年1月8日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	9,320,508,947 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	3,828,678,975 円
3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5892円 5,892円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期中間計算期間 自 平成25年7月9日 至 平成26年1月8日	
1. 当ファンドの主要投資対象である、アイエヌジー・日本株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用	
支払金額	199,781円

（金融商品に関する注記）

第15期中間計算期間(自 平成25年7月9日 至 平成26年1月8日)

金融商品の時価等に関する事項

(1)中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2)時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1.元本の移動

第15期中間計算期間	
自 平成25年7月9日	
至 平成26年1月8日	
期首元本額	9,309,500,812 円
期中追加設定元本額	94,909,990 円
期中一部解約元本額	83,901,855 円

2. デリバティブ取引関係

第15期中間計算期間(自 平成25年7月9日 至 平成26年1月8日)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アイエヌジー・日本株式マザーファンド

(1)資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成26年1月8日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		32,460,535
株式		7,101,668,000
未収配当金		6,372,400
未収利息		35
流動資産合計		7,140,500,970
資産合計		7,140,500,970
負債の部		
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		9,141,207,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,000,706,278
元本等合計		7,140,500,970
純資産合計		7,140,500,970
負債純資産合計		7,140,500,970

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券については、その最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準</p> <p>原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

(平成26年1月8日現在)	
1. 子ファンドの期首	平成25年7月9日
期首元本額	9,669,070,092 円
対象期間中の追加設定元本額	114,792,482 円
対象期間中の一部解約元本額	642,655,326 円
期末元本額	9,141,207,248 円
平成26年1月8日現在の元本の内訳	
アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型)	1,683,972 円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型)	26,532,413 円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型)	81,881,332 円
アイエヌジー・日本株式オープン	7,030,854,427 円
アイエヌジー・日本株式ファンドVA(適格機関投資家専用)	791,462,142 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株25型)(適格機関投資家専用)	230,309,180 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株50型)(適格機関投資家専用)	397,144,104 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株70型)(適格機関投資家専用)	581,339,678 円
2. 元本の欠損	2,000,706,278 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7811 円
(1万口当たり純資産額)	7,811 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】（訂正後の内容のみ記載しております。）

以下は平成26年2月28日現在のファンドの現況であります。

【純資産額計算書】

資産総額	5,083,905,801円
負債総額	12,264,155円
純資産総額（ - ）	5,071,641,646円
発行済数量（口）	9,333,176,353口
1単位当たり純資産総額（ / ）	0.5434円

（参考）

「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	6,609,384,621円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	6,609,384,621円
発行済数量（口）	9,152,637,081口
1単位当たり純資産総額（ / ）	0.7221円

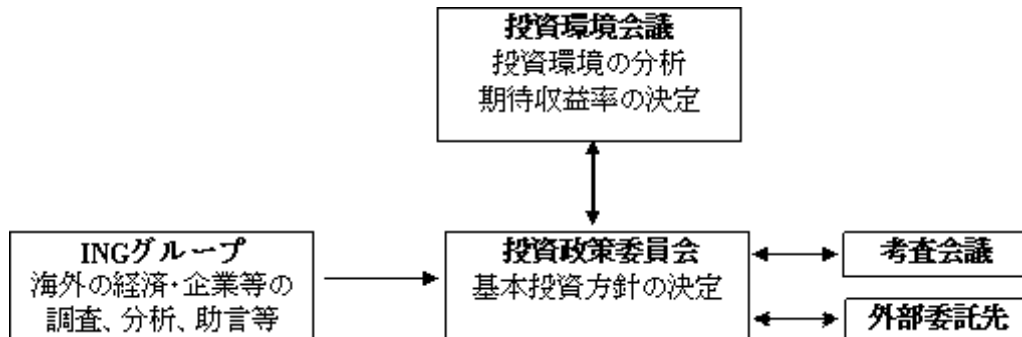
第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2) 委託会社の機構

運用体制（下記の内容に訂正されます。）



2【事業の内容及び営業の概況】（下記の内容に訂正されます。）

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成26年2月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	43	389,703
合計	43	389,703

3【委託会社等の経理状況】（下記の内容に変更されます。）

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の前事業年度及び当事業年度の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、第15期事業年度に係る中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別	第13期 (平成24年3月31日)			第14期 (平成25年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,146,096			2,343,378	
立替金		293			582	
未収委託者報酬		214,092			234,448	
未収運用受託報酬		140,409			209,483	
未収投資助言報酬		4,821			677	
その他の未収収益		88,646			93,463	
前払費用		23,965			20,457	
繰延税金資産		27,234			27,899	
流動資産計		2,645,561	96.2		2,930,390	96.7
固定資産						
有形固定資産 1		39,013			37,451	
建物附属設備	24,767			22,535		
器具備品	13,743			9,475		
リース資産	502			5,440		
無形固定資産		3,002			971	
ソフトウェア	3,002			971		
投資その他の資産		63,598			61,049	
長期差入保証金	63,598			61,049		
固定資産計		105,614	3.8		99,472	3.3
資産合計		2,751,175	100.0		3,029,862	100.0

期別	第13期 (平成24年3月31日)			第14期 (平成25年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		33,002			39,257	
未払投資顧問料		48,080			47,742	
未払投資助言料		1,774			1,389	
未払金		57,916			126,377	
未払費用		14,753			15,842	
リース債務		1,638			1,511	
未払法人税等		88,905			89,945	
未払消費税等		6,211			16,177	
預り金		53,385			42,284	
賞与引当金		37,902			42,406	
役員賞与引当金		20,819			21,395	
流動負債計		364,389	13.2		444,330	14.7
固定負債						
リース債務		138			5,317	
役員長期賞与引当金		597			1,409	
退職給付引当金		301,130			343,232	
役員退職慰労引当金		42,265			54,238	
固定負債計		344,131	12.5		404,198	13.3
負債合計		708,521	25.8		848,528	28.0
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	17.4		480,000	15.8
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	50.5		1,390,000	45.9
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	172,654			311,334		
利益剰余金計		172,654	6.3		311,334	10.3
株主資本合計		2,042,654	74.2		2,181,334	72.0
純資産合計		2,042,654	74.2		2,181,334	72.0
負債純資産合計		2,751,175	100.0		3,029,862	100.0

（ 2 ） 【損益計算書】

	第13期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)			第14期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	696,270			773,696		
運用受託報酬	1,050,709			994,424		
投資助言報酬	25,306			2,362		
その他営業収益	346,668			314,463		
営業収益計		2,118,956	100.0		2,084,947	100.0
営業費用						
支払手数料		117,798			155,568	
支払投資顧問料		166,976			161,369	
支払投資助言料		1,774			4,810	
広告宣伝費		2,140			664	
調査費		126,188			127,728	
調査費	125,446			126,929		
図書費	742			799		
委託計算費		48,550			49,953	
業務委託費		6,304			6,284	
営業雑経費		36,739			38,819	
通信費	4,594			4,399		
印刷費	17,919			21,688		
協会費	6,108			6,389		
諸会費	1,328			1,455		
その他営業費用	6,787			4,887		
営業費用計		506,473	23.9		545,199	26.1
一般管理費						
給料		794,485			822,854	
役員報酬	62,901			62,901		
給料・手当	584,955			610,771		
賞与	85,056			82,500		
賞与引当金繰入額	32,148			42,406		
役員賞与	18,332			11,278		
役員賞与引当金繰入額	11,092			12,996		
福利厚生費		120,834			122,444	
交際費		2,311			3,430	
寄付金		2,820			-	
旅費交通費		8,074			9,971	
租税公課		7,941			10,450	
不動産賃借料		84,289			72,464	
退職給付費用		81,313			68,964	

	第13期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		12,410			11,973	
固定資産減価償却費		16,357			16,967	
経営指導料		183,734			-	
監査費用		21,186			21,729	
諸経費		54,762			90,724	
一般管理費計		1,390,524	65.6		1,251,975	60.0
営業利益		221,958	10.5		287,772	13.8
営業外収益						
受取利息	328			419		
受取配当金	120			134		
為替換算差益	-			8,954		
訴訟和解損失引当金戻入額	900			-		
雑益	35			950		
営業外収益計		1,384	0.1		10,458	0.5
営業外費用						
支払利息	66			136		
為替換算差損	5,375			-		
有価証券売却損	-			31		
雑損失	-			48		
営業外費用計		5,442	0.3		216	0.0
経常利益		217,901	10.3		298,015	14.3
特別利益						
リース債務解約益	-			1,235		
固定資産受贈益	-			535		
特別利益計		-	0.0		1,770	0.1
特別損失						
固定資産除却損 1	6,701			228		
リース資産除却損	-			334		
調停和解金	2,500			-		
特別退職金 2	-			11,556		
特別損失計		9,201	0.4		12,119	0.6
税引前当期純利益		208,699	9.8		287,666	13.8
法人税、住民税及び事業税		119,920	5.7		149,650	7.2
法人税等調整額		4,876	0.2		664	0.0
当期純利益		83,903	4.0		138,680	6.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第13期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	第14期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
資本剰余金合計		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	88,750	172,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	172,654	311,334
利益剰余金合計		
当期首残高	88,750	172,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	172,654	311,334
株主資本合計		
当期首残高	1,958,750	2,042,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	2,042,654	2,181,334
純資産合計		
当期首残高	1,958,750	2,042,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	2,042,654	2,181,334

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
器具備品	5～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 役員長期賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ791千円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成24年3月31日現在）		第14期 （平成25年3月31日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備 40,865千円		建物附属設備 46,080千円
	器具備品 32,989千円		器具備品 34,304千円
	リース資産 6,917千円		リース資産 1,978千円

（損益計算書関係）

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	建物附属設備 2,590千円		器具備品 228千円
	器具備品 4,110千円		
		2	特別退職金は、日本株式運用部の解散に伴う割増退職金であります。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第13期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第14期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

（リース取引関係）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「1. 固定資産の減価償却の方法」 に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,146,096	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	88,646	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	-
合計	2,589,245	-

当事業年度末（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,343,378	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	93,463	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	-
合計	2,880,772	-

(有価証券関係)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度末（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	7,956	-	31
合計	7,956	-	31

(退職給付関係)

1. 当社の退職給付制度

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。

3. 退職給付費用に関する事項

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
退職給付費用	81,313千円	退職給付費用	68,964千円

(税効果関係)

第13期 (平成24年3月31日現在)		第14期 (平成25年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
賞与引当金	14,406千円	賞与引当金	16,118千円
退職給付引当金	109,257	退職給付引当金	123,873
役員退職慰労引当金	15,334	役員退職慰労引当金	19,574
未払費用	5,607	未払費用	6,021
未払事業税	7,220	未払事業税	5,758
資産除去債務	1,769	資産除去債務	2,221
その他	130	その他	130
繰延税金資産小計	153,727	繰延税金資産小計	173,699
評価性引当額	126,492	評価性引当額	145,800
繰延税金資産合計	27,234	繰延税金資産合計	27,899
繰延税金資産の純額	27,234	繰延税金資産の純額	27,899

第13期 (平成24年3月31日現在)	第14期 (平成25年3月31日現在)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
40.7	38.0
(調整)	(調整)
評価性引当額の増加	評価性引当額の増加
13.1	7.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
10.3	4.7
住民税均等割	住民税均等割
1.1	0.8
前期確定申告差異	前期確定申告差異
3.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	その他
0.9	0.6
その他	税効果会計適用後の法人税等の負担率
0.4	51.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
63.1	
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,920千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は1,920千円増加しております。</p>	

(資産除去債務関係)

第13期 (平成24年3月31日現在)	第14期 (平成25年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
947,572	65,334	396,538	13,240	1,422,685

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬696,270千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
941,701	32,119	270,044	67,385	1,311,250

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬773,696千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	828,212	資産運用業
アイエヌジー アセット マネジメント	268,626	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	851,532	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィック クリミテッド	香港	701,248千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	183,734	未払金	36
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	268,626	未収 入金	64,611
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	828,212	未収 入金	68,077

（注）（1）上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	255,571	未収 入金	84,106
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	851,532	未収 入金	149,963

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

ING Insurance Topholding N.V. (非上場)

ING Verzekeringen N.V. (非上場)

ING Insurance Eurasia N.V. (非上場)

ING Investment Management Holdings N.V. (非上場)

ING Investment Management (Asia Pacific) B.V. (非上場)

（1株当たり情報）

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1株当たり純資産額	218,465円69銭	1株当たり純資産額	233,297円81銭
1株当たり当期純利益金額	8,973円61銭	1株当たり当期純利益金額	14,832円12銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
<p>第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日</p>		<p>第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日</p>	
当期純利益（千円）	83,903	当期純利益（千円）	138,680
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	83,903	普通株式にかかる当期純利益（千円）	138,680
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350	普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第15期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	2,420,889		預り金	10,509	
前払費用	28,413		未払金	40,772	
未収委託者報酬	250,067		未払手数料	39,450	
未収運用受託報酬	212,493		未払投資顧問料	39,244	
未収投資助言報酬	1,265		未払投資助言料	20,798	
その他の未収収益	91,939		未払費用	10,345	
繰延税金資産	48,679		リース債務	1,530	
その他	629		未払法人税等	130,319	
流動資産合計	3,054,377	96.7	未払消費税等 2	16,365	
固定資産			賞与引当金	89,991	
有形固定資産 1	44,490		役員賞与引当金	12,991	
無形固定資産	426		流動負債合計	412,320	13.1
投資その他の資産	59,120		固定負債		
長期差入保証金	59,120		リース債務	4,548	
固定資産合計	104,036	3.3	退職給付引当金	378,963	
			役員退職慰労引当金	58,865	
			固定負債合計	442,377	14.0
			負債合計	854,698	27.1
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	15.2
			資本剰余金	1,390,000	44.0
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	433,715	13.7
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	433,715	
			株主資本合計	2,303,715	72.9
			純資産合計	2,303,715	72.9
資産合計	3,158,414	100.0	負債純資産合計	3,158,414	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第15期中間会計期間 自平成25年4月1日 至平成25年9月30日		
科目	金額	百分比
		%
営業収益		
委託者報酬	473,510	
運用受託報酬	522,690	
投資助言報酬	2,240	
その他営業収益	105,624	
営業収益合計	1,104,066	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用		
支払手数料	108,315	
支払投資顧問料	83,828	
支払投資助言料	37,428	
その他営業費用	122,733	
一般管理費 1	528,398	
営業費用・一般管理費合計	880,704	79.8
営業利益	223,361	20.2
営業外収益 2	3,468	0.3
営業外費用 3	81	0.0
経常利益	226,748	20.5
特別損失 4	63	0.0
税引前中間純利益	226,684	20.5
法人税、住民税及び事業税	125,084	11.3
法人税等調整額	20,780	1.9
法人税等合計	104,303	9.4
中間純利益	122,381	11.1

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第15期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	480,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	480,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
資本剰余金合計	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	311,334
当中間期変動額	
中間純利益	122,381
当中間期変動額合計	122,381
当中間期末残高	433,715
利益剰余金合計	
当期首残高	311,334
当中間期変動額	
中間純利益	122,381
当中間期変動額合計	122,381
当中間期末残高	433,715
株主資本合計	
当期首残高	2,181,334
当中間期変動額	
中間純利益	122,381
当中間期変動額合計	122,381
当中間期末残高	2,303,715
純資産合計	
当期首残高	2,181,334
当中間期変動額	
中間純利益	122,381
当中間期変動額合計	122,381
当中間期末残高	2,303,715

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
器具備品	5～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等に基づく中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

- | | |
|---|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物附属設備 | 48,408千円 |
| 器具備品 | 30,405千円 |
| リース資産 | 3,066千円 |
| 2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 6,930千円 |
| 無形固定資産 | 545千円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 為替差益 | 3,242千円 |
| 受取利息 | 223千円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 81千円 |
| 4 特別損失のうち主要なもの | |
| 固定資産除却損 | 63千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第15期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額 （*）	時価	差額
(1) 現金・預金	2,420,889	2,420,889	-
(2) 未収委託者報酬	250,067	250,067	-
(3) 未収運用受託報酬	212,493	212,493	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、ならびに(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 59,120千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
490,366	2,327	91,981	45,879	630,555

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬473,510千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	448,103	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

1株当たり純資産額	246,386円73銭
1株当たり中間純利益金額	13,088円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	122,381千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主にかかる中間純利益	122,381千円
普通株式の期中平均株式数	9,350株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】（下記の内容に訂正されます。）

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成26年2月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成26年2月末現在)	事業の内容
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき生命保険事業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成26年2月末現在)	事業の内容
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	795百万円	金融商品取引法に定める投資運用業および投資助言業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(参考情報)

<再信託会社>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円（平成26年2月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

添付文書の信託約款について下記のとおり変更します。

約款新旧対照表

アイエヌジー・日本株式マザーファンド

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更前	変更後
<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> <u>資金動向や市況動向によっては、上記のよ うな運用を行わない場合があります。</u> __ ~ __ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 <u>委託者は、信託金を、主として次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有 価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を 除きます。)に投資することを指図します。</u> (後略)</p> <p><第13条の2として「運用の権限委託」の条文 を挿入></p>	<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> <u>運用にあたっては、BNYメロン・アセット・ マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指 図に関する権限の一部または全部を委託しま す。</u> <u>資金動向や市況動向によっては、上記のよ うな運用を行わない場合があります。</u> __ ~ __ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 <u>委託者は、(第13条の2に規定する委託者から 運用の指図に関する権限の委託を受けた者を 含みません。以下、第12条、第13条、第14条か ら第23条まで、および第29条から第31条まで について同じ。)信託金を、主として次の有 価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定に より有価証券とみなされる同項各号に掲げる 権利を除きます。)に投資することを指図し ます。</u></p> <p>(運用の権限委託) 第13条の2 <u>委託者は、運用の指図に関する権限の一部ま たは全部を次の者に委託します。</u> <u>BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパ ン株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内 トラストタワー本館</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、 この信託を投資対象とする証券投資信託の委 託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬 のうち当該委託者が受ける報酬から支弁する ものとし、信託財産からの直接的な支弁は行 いません。委託者はかかる報酬の額および支 弁の時期を、当該委託を受ける者との間で別 に定めます。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により 委託を受けた者が、法律に違反した場合、信 託契約に違反した場合、信託財産に重大な損 失を生ぜしめた場合において、委託者は、運 用の指図に関する権限の委託を中止するこ とができます。</u></p>

独立監査人の中間監査報告書

平成26年3月7日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアイエヌジー・日本株式オープンの平成25年7月9日から平成26年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー・日本株式オープンの平成26年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月9日から平成26年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 直季	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨下 裕嗣	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。